

**催事等開催時の
新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン**

令和 2 年 6 月 1 6 日

東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 趣旨

本ガイドラインは、催事等（オンラインを除く）を開催する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。

- ・催事開催者は、施設管理者と十分な調整を図った上で、3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の防止を対策の中心としながら、本ガイドラインに示す具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。
- ・施設管理者は、催事開催者の感染対策を確認の上で、施設の使用を許可しなければならない。

※注意

対面式の催事開催が可能となるのは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」レベル1以下（レベル2以上は原則オンライン）です。

2. ガイドラインの対象

- ①本学及び本学関連団体(学友会等)が学内外で開催する催事等
- ②学外者が本学施設を使用して開催する催事等 ※各施設の貸出基準に適合するもの

（催事等例）

学会、研究会、講習会、講演会、公的試験、文化行事(演奏会等) 等

3. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては以下の資料を参考とした。

※本資料の改定や新たな資料を得た場合等は必要に応じて本ガイドラインの改定を行う予定

<参考とした資料>

- ・宮城県「新型コロナウイルス感染症対策サイト・イベント開催制限の段階的緩和の目安」
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）
- ・学校における消毒の方法等について（R2.6.4 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）
- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）

4. 具体的な対策

催事開催者が感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない具体的な対策		
事前準備	1	開催する催事の責任者、担当区分を明確にする。
	2	参加者、催事スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握し名簿を作成するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。 また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを参加者、催事スタッフに事前に周知する。
	3	催事後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、催事スタッフへ事前に周知する。
	4	本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、催事スタッフ全員に周知する。
	5	会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。
	6	施設管理者と十分な調整を行った上で催事当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。
催事当日	1	催事スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。
	2	催事スタッフは自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱（または平熱よりも 1 度超過）、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。 また、催事スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。
	3	催事規模、参加人数を以下のとおりとする。 【屋内催事】 ・収容率 50%以内（1 室ごとに計算）とする。（施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う） ・座席は原則指定席とし、できるだけ 2m（最低 1m）の間隔を空けて配置する。 【屋外催事】 ・参加者の間隔を、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。
	4	開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。 ・ 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱よりも 1 度超過） ・ 味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合 ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 ・ 海外から入国し 14 日を経過していない場合 ・ 海外から入国し 14 日を経過していない者と濃厚接触がある場合

催事当日	5	会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。
	6	エレベータは原則使用禁止とし、参加者がエレベータのボタンに触れる機会をなくすようにする。
	7	会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
	8	参加者へのマスク着用を義務付けるとともに、休憩時等の定期的な手洗い・手指消毒を促す。
	9	混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。
	10	会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう床に表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。
	11	受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンにより催事スタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。
	12	配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。
	13	屋内の催事は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。 なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により十分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。 催事開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。 （推奨する換気方法） ・30分に1回以上、窓を数分程度全開にする。 ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を開放する。
	14	参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。
	15	催事中、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。
	16	熱中症防止のための飲料等以外の飲食を禁止とし、参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記 No.21 を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り） ※終日の催事等、昼食をとる必要がある場合は、自席のみで昼食をとってもらうなどの対策を検討の上、施設管理者の許可を得る。

催事当日	17	トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。 ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。 ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。 ・トイレに入るための列はできるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう足元表示を行うことや十分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。 ・ハンドドライヤーは使用停止とする。 ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。）
	18	会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。
	19	建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。
	20	感染が疑われる者が催事に発生した場合、催事スタッフは以下の対応を行う。 ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。 宮城県・仙台市コールセンター：022-211-3883 又は 022-211-2882
	21	清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。）
催事 終了後	1	催事終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。 （消毒方法例） 消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水とは異なるので注意）を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※備品等で本方法により難しい場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談
	2	感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。
	3	個人情報の保護の観点から名簿等の保管に十分な対策を講ずる。
	4	感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・利用施設の使用ルールを確認し、施設管理者と十分な調整を図った上で本対策を実施してください。
- ・課外活動において催事等を開催する場合は、課外活動に関するガイドラインも確認してください。
- ・本ガイドラインにより難しい場合は、対策本部へご相談ください。